令和 ５ 年度
東広島市バレーボール協会
総　会　資　料

と　き　　令和５年４月２２日

と こ ろ　　東広島運動公園体育館
３階会議室

東広島市バレーボール協会

Ｈ　Ｐ ： https://h-hva.org
E-mail ： yatu@h-hva.org

総　会　次　第

１．　開会挨拶
２．　議事　　（１）令和４年度事業報告
　　（２）令和４年度会計報告
　　監査報告
　　（３）令和５年度役員改選について
　　（４）令和５年度事業計画（案）について
　　（５）令和５年度予算（案）について
　　通常事業会計
　　特別事業会計
３．　その他
４．　閉会挨拶

○ 協会登録について

リーグ戦開会式前に受付をします。

提出書類　・ バレーボール協会加盟届（事前提出の場合は不要）
　　・ 協会登録費用　　１２，０００円
　　・ リーグ戦参加費用　　８，０００円

○ スポーツ保険について

５月１４日　までに直接保険会社への手続きをお願いします。

提出書類　・ 加入届
　　・ 保険料
　　・ 保険内容　　死亡1,000万円　入院2,000円　通院1,000円

保険会社　　(有)アイオイ保険センター
　　〒７３９－００２５　東広島市西条中央四丁目１－２４
　　電　話　　４２２－３２３５
　　ＦＡＸ　　４２３－３５７５
　　事故報告は速やかにアイオイ保険センターへ提出

議事（1）

令和4度　東広島市バレーボール協会　事業報告

区分	日時	内容	場所
会議	4月23日　（土）	令和4年度総会	運動公園
	8月6日　（土）	東広島市バレーボールリーグ戦表彰式	運動公園
	8月24日　（水）	Vリーグ事前会議	運動公園
	12月6日　（火）	第39回東広島市バレーボール選手権大会代表者会議	運動公園
	1月10日　（火）	役員会議	運動公園
	1月21日　（土）	常任理事会	くらら
	2月11日　（土）	Vリーグ事前会議	運動公園
	2月16日　（木）	Vリーグ事前会議	運動公園
	2月25日　（土）	Vリーグ事前会議	運動公園
	3月23日　（木）	役員会議	運動公園
	3月25日　（土）	理事会	運動公園
講習会等	5月5日　（木）	審判講習会	運動公園
	10月10日　（月）	アクアパークチャレンジｽﾎﾟｰﾂ	運動公園
9人制	4月24日　（日）	第21回東広島市バレーボール協会理事長杯	磯松中
	5月～11月　（火）	リーグ戦（家庭婦人）	八本松中 磯松中
	8月28日　（日）	第22回東広島市バレーボール協会理事長杯　兼 令和4年度県民スポーツ大会東広島市予選会	中止
	12月11日　（日）	第39回東広島市バレーボール選手権大会	運動公園
	3月25日　（土）	ことぶきバレーボール交歓会	中止
6人制	4月29日　（金）	第15回東広島市バレーボール協会会長杯	運動公園
	1月21日　（土）	第33回東広島市中学生バレーボール大会	運動公園
	2月4日　（土）	2022FM東広島杯小学生バレーボール大会	中止
	2月5日　（日）	第4回東広島市高校生バレーボール大会	河内ｽﾎﾟｰﾂｱﾘｰﾅ 河内中
Vリーグ	2月9日　（木）	Vリーグ前々日準備	運動公園
	2月10日　（金）	Vリーグ前日準備	運動公園
	2月11日　（土）	Vリーグ（JTサンダーズ広島戦　第1日目）	運動公園
	2月12日　（日）	Vリーグ（JTサンダーズ広島戦　第2日目）	運動公園

議事（３）

令和５年度東広島市バレーボール協会役員

役職名	理　事
名誉会長	世　良　隆　善
会　　長	荒　本　宣　雄
副　会　長	堀　岡　　茂
〃	舛　長　一　次
理　事　長	丸　山　光　弘
副理事長	石　井　博　衛
総務委員長	高　橋　直　生
副委員長	川　本　義　謙
〃	中　島　信　幸
〃	畠　田　美　鈴
〃	金　羅　恵　美
競技委員長	渡　辺　敬　知
副委員長	徳　永　絵梨子
〃	藤　田　知　樹
審判委員長	砂　田　典　明
副委員長	河　原　一　秀
〃	迫　井　俊　二
〃	堤　田　力　斗
〃	岡　田　一　哉
学　　識	神　笠　秀　治
〃	山　口　右　京
〃	米　澤　和　洋
〃	原　口　克　司
八本松地区	富　繁　英　昭
高屋地区	影　山　和　弘
豊栄地区（連絡先）	石　川　久美子
河内地区（連絡先）	宮　脇　敬　三
安芸津地区（連絡先）	三　井　永　明
小体連	竹　内　史　雄
中体連	市内中学校バ
高体連	市内高校バレ
監　　事	徳　光　重　雄
〃	竹　上　寅　男

役職名	理　事
顧　　問	山　内　吉　治
〃	岡　田　和　行
参　　与	上　田　　廣
〃	高　木　義　文
〃	澤　田　真　治
〃	賀　藤　正　章
〃	乗　越　耕　司
〃	土　肥　伸　樹
〃	舛　金　智　秋
〃	奥　村　和　幸
〃	渡　井　　靖
〃	大　月　勝　之

令和５年リーグ参加チーム連絡先

八本松クラブ	塩　谷　由里子
ビギナーズ	徳　永　絵梨子
東広島ＳＶＣ	山　田　孝　恵
中央クラブ	吉　崎　美代子
志和ＭＶＣ	今　田　みゆき
エンジェルス	澤　原　美和子

議事（4）

令和5年度　東広島市バレーボール協会　事業計画

区分	日時	内容	場所
会議	4月22日　（土）	令和5年度総会	運動公園
	8月5日　（土）	東広島市バレーボールリーグ戦前期表彰式	運動公園
	11月28日　（火）	第40回東広島市バレーボール選手権大会代表者会議	運動公園
	1月20日　（土）	常任理事会	未定
	随時	理事会・常任理事会・役員会	運動公園他
講習会等 9人制	5月5日　（金）	審判講習会	運動公園
	5月～11月　（火）	リーグ戦　前期(家庭婦人）　5/9開会式	八本松中
	9月3日　（日）	第23回東広島市バレーボール協会理事長杯　兼 令和5年度県民スポーツ大会東広島市予選会	未定
	12月3日　（日）	第40回東広島市バレーボール選手権大会	運動公園
	3月30日　（土）	ことぶきバレーボール交歓会	運動公園
6人制	7月2日　（日）	第16回東広島市バレーボール協会会長杯	運動公園
	1月20日　（土）	第34回東広島市中学生バレーボール大会	運動公園
	2月3日　（土）	2023FM東広島杯小学生バレーボール大会	運動公園
	2月4日　（日）	第5回東広島市高校生バレーボール大会	未定
Vリーグ	2月23日　（金）	Vリーグ前日準備	運動公園
	2月24日　（土）	Vリーグ（JTサンダーズ広島戦　第1日目）	運動公園
	2月25日　（日）	Vリーグ（JTサンダーズ広島戦　第2日目）	運動公園

議事（５）

令和5年度　　東広島市バレーボール協会　通常事業会計　予算　（案）

歳入	当初予算額	昨年度予算額	差引増減	備考
1　補助金	285,000	285,000	0	市ｽﾎﾟｰﾂ協会補助
2　協会加盟金	108,000	120,000	▲ 12,000	12千円×9
3　リーグ参加費	72,000	80,000	▲ 8,000	8千円×9
4　試合参加料	100,000	100,000	0	
5　雑収入	100,000	100,000	0	体育館使用料等
6　前年度繰越金	2,008,160	2,119,798	▲ 111,638	
8　利息	840	202	638	
9　特別事業会計繰入金	10,000	0	10,000	
合計	**2,684,000**	**2,805,000**	**▲ 121,000**	

歳出	当初予算額	昨年度予算額	差引増減	備考
1　会議費	30,000	30,000	0	
2　報償費	10,000	10,000	0	
3　旅費・交通費	350,000	200,000	150,000	大会役員交通費
4　需用費	400,000	400,000	0	会場使用料・消耗品・昼食
5　役務費	30,000	30,000	0	郵券・手数料等
6　負担金	10,000	10,000	0	市ｽﾎﾟｰﾂ協会他
7　補助金	480,000	350,000	130,000	HP30・選抜150・小バ連50・事務局30・全国大会出場220
8　保険料	20,000	20,000	0	役員
9　予備費	1,354,000	1,755,000	▲ 401,000	
合計	**2,684,000**	**2,805,000**	**▲ 121,000**	

歳入合計　　**2,684,000 円**

歳出合計　　**2,684,000 円**

差　　引　　**0 円**

令和5年度　　東広島市バレーボール協会　特別事業会計　予算　（案）

歳入	当初予算額	昨年度予算額	差引増減	備考
1　チケット販売収入等	6,500,000	9,800,000	▲ 3,300,000	
2　前年度繰越金	4,060,000	3,600,000	460,000	
3　預金利息	100			
合計	**10,560,100**	**13,400,000**	**▲ 2,840,000**	

歳出	当初予算額	昨年度予算額	差引増減	備考
1　会議費	10,000	10,000	0	
2　報償費	60,000	60,000	0	医療ｽﾀｯﾌ30千円×2日
3　旅費・交通費	650,000	500,000	150,000	県協会･市ｽﾀｯﾌ・学生・視察・担当者会議
4　需用費	3,700,000	3,700,000	0	会場準備撤去・会場使用料・消耗品・昼食・警備
5　役務費	60,000	60,000	0	通信費・振込手数料・郵券
6　負担金	1,200,000	1,150,000	50,000	機構譲渡金・中国ﾊﾞﾚｰﾎﾞｰﾙ連盟
7　補助金	30,000	0	30,000	事務局：30
8　保険料	30,000	30,000	0	観客・施設
9　予備費	4,810,100	7,890,000	▲ 3,079,900	
10　通常事業会計繰出金	10,000	0	10,000	
合計	**10,560,100**	**13,400,000**	**▲ 2,839,900**	

歳入合計　　**10,560,100 円**

歳出合計　　**10,560,100 円**

差　　引　　**0 円**

*** 東広島市バレーボール協会旅費等規程 ***

（趣旨）

第１条　この規程は、東広島市バレーボール協会の用務のために出張する理事及び理事の承認を受けたものに対し支給する旅費について、必要な事項を定めるものとする。

（旅費の種類）

第２条　旅費の種類は、交通費及び宿泊料とする。

（旅費）

第３条　旅費は、実費額により支給し、その経路及び方法は、最も経済的かつ合理的なものでなければならない。ただし、用務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的かつ合理的な経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

（宿泊料）

第４条　宿泊料の上限額は、10,000円とする。ただし、当該宿泊に要する費用の額が10,000円に満たないときは、当該宿泊に要する費用の額とする。

２　宿泊に要する費用の額に食事に要する費用の額が含まれていない場合においては、当該宿泊に要する費用の額に、1夜につき、夕食に要する費用の額については2,000円、朝食に要する費用の額については1,000円を加えて得た額を当該宿泊料の額とする。ただし、その額は、前項本文の額を超えることができない。

（旅費の支給方法）

第５条　旅費は、用務遂行前又は用務遂行後のどちらでも支給できるものとする。

（車賃の計算方法）

第６条　車賃は、走行距離に応じて支出する。走行距離は市役所から目的地までの往復距離とし、借り上げ料は東広島市の「職員の旅費に関する条例」第１５条第１項に規定される単価とする。

高速道路料金については、市内に存するインターチェンジ間の利用の場合は支給しないこととする。

附　則

この規程は、平成２７年４月１８日から施行する。

この規程は、令和２年４月３０日から施行する。

東広島市バレーボール協会表彰規定

（目的）
こに規定は,東広島市バレーボール協会において行う表彰の基準及び手続きについて定める。

（表彰の基準）
表彰は,次に掲げる事項の一に該当する個人又は団体について行う。

【団体の場合】
永年にわたり協会の運営に関して,特に顕著な功績があった者。
(25年間、チームとして協会に登録をしている者)
全国大会出場
中国大会出場
県大会優勝
その他理事会で推薦のあった者。

【個人の場合】
永年にわたり協会の運営に関して,特に顕著な功績があった者。
(20年間、監督として協会に登録をしている者)
各種大会において優秀な成績を残した者
全国大会出場(監督・選手)
中国大会出場
県大会優勝
その他理事会で推薦のあった者。

（推薦）
協会理事は,前項の基準に該当し表彰することが適当と認められる者があるときは
会長に推薦するものとする。
会長は,前項の推薦があったときは,理事会を開催しこれを審議させる。

（表彰の制限,例外）
同一人（同一団体）の表彰は一回限りとする。
理事会において不適当と議決された者の表彰は行わない。
大会出場での表彰は大会の規模等を十分加味し,審議するものする。

（表彰）
表彰は,理事会の決定に基づき次のいずれかを授与する。
〇表彰状
〇感謝状
表彰は,賞状と副賞をあわせて贈呈することができる。
表彰は総会で行う。但し,理事会においてこの時期が適当でないと認める場合は変更することができる。

（規定の変更）
本規定を変更する場合は理事会で決定する。

附則
この規定は、平成17年度から実施する。

表 彰 候 補 者 推 薦 書

表彰候補者 ①	(ふりがな) 氏　　名 (団 体 名)	(　　)歳
推 薦 者 ②	(ふりがな) 氏　　名 (役 職 名)	
事績の概要 ③		
事　績 ④		
参考資料等 ⑤		

① 個人の場合はチーム名に氏名を付し年齢を付記する

記入例 ふりがな　　ひろしま　たろう

氏　名　　広島 太郎　　(〇〇歳)

チーム名　　東広島選抜

② 推薦する者の氏名(役職名を記入)

③ 事績の要約を記入

④ 事績の詳細を具体的に記入

⑤ 大会資料,その他内容のわかるものを添付する

東広島市９人制バレーボールリーグ戦実施要綱

１．この要綱は東広島市における９人制バレーボールリーグ戦（以下「リーグ戦」と言う）を実施することにより相互の技術の向上，並びに親睦を図りバレーボールの伸展に寄与することを目的とする。

２．このリーグ戦は一般・実業団・教員の男子並びに家庭婦人を対象とする。
家庭婦人は既婚者を原則とするが次の特例を認める
【未婚者で年齢が 35 歳以上，離婚経験者，シングルマザーの者，２名迄の 18 歳以上（高校生以外）の後衛での出場は認める】

３．このリーグ戦に参加しようとする前項の団体の中のチーム，及び選手は東広島市バレーボール協会（以下「協会」と言う）に登録されたチーム及び選手とする。
市外チームのリーグ戦への参加は，機関会議に諮り，協会加盟・試合参加を認める。

４．このリーグ戦に参加しようとするチームは，協会にリーグ戦運営費として年間 8,000 円を納めなければならない。

５．このリーグ戦は５月１日から 11 月 30 日までの期間に実施するものとする。

６．このリーグ戦の日程及び組み合わせは年度当初より 30 日以内に協会が決定する。

７．前項において決定された日程を変更しようとするチームは１週間前までに相手チームの了解を得て順延日程決定の上協会に届け出るものとする。

８．表彰は次のとおりとする。　１位　２位　３位のチームに賞状・賞品を授与する。

９．表彰は最終試合終了後引き続き行うものとする。

１０．　試合の運営は審判の責任において行う。

１１．　選手はユニホームを上下とも統一すること。【短パンのライン等の有無も同一】

１２．　審判は試合チーム以外の中から審判の出来る者，及び協会役員がこれにあたる。

１３．　試合は１試合３セットマッチとする。（ただし３セット目は１５点先取とする）

１４．　試合開始時間１５分経過しても試合が出来ないときは主審の判断で不戦勝負を決することが出来る。サービスオーダー用紙には出場予定選手を全員記入すること【遅刻は認める】

１５．　順位の決定については勝ちチームに２点，敗チームに１点を与え，棄権及び没収チームは０点とし得点の多い順に決定し得点が同点の場合は得失セット率，及び得失点率により決定する。

１６．　試合中の事故については応急処置のみとし医療費については本人負担とする。

１７．　この要綱は昭和５０年１０月１日から適用する。それ以前に実施されたリーグ戦も実施したものとみなす。

付則　平成 ５年４月 15 日　一部改正　平成 18 年４月 22 日　一部改正
平成 19 年４月 21 日　一部改正　平成 20 年４月 20 日　一部改正
平成 22 年４月 16 日　一部改正　平成 29 年４月 15 日　一部改正
令和 ４年４月 23 日　一部改正

平成２２年度総会確認事項

・総会，理事会（４月，８月）に欠席の場合は勝ち点を減点（－１点）する。

東広島選抜チーム運営要項

１．本要綱は, 東広島市バレーボール協会（以下協会という）規約第 2 条(目的)及び第 5 条（事業）に基づき,（財）日本協会に登録された, 東広島選抜（以下選抜という）の男子並びに女子のチーム運営について定める。

２．選抜は, 監督, コーチ, マネージャー, トレーナー, 会計係（以下スタッフという）と有効に登録された部員により構成される。

３．スタッフ及び部員は, 各種大会に出場するとともに, 協会の要請のあった事業への協力をするとともに, 代表チームの一員としての自覚と責任を持って行動しなければならない。

４．スタッフは, 協会との協議により会長の承認を得るものとする。

５．選抜部員の, 入部, 退部, 休部については, スタッフの了承を得るものとする。

６．選抜の経費は, 協会助成金, 部員負担金, 寄付金, その他の収入をもって支弁する。ただし部員負担金については, スタッフ及び部員の協議により別に定める。

７．会計年度は毎年４月１日に始まり, 次年３月３１日に終わる。年度終了後, 協会総会までに会計報告しなければならない。

８．チームとして, 傷害保険に加入しなければならない。

９．本要項に定めない事項は, 協会との協議により執行するものとする。

10. 本要項は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

東広島市バレーボール協会規約

第１章　総則

（名称）
第１条　本会は東広島市バレーボール協会と称する。

（目的）
第２条　本会は、広島県バレーボール協会に所属し、東広島市におけるバレーボール技術の向上ならびに普及進行を図り、体育文化の進展に寄与することを目的とする。

（組織）
第３条　本会の事務所を東広島市内の総務委員長宅におく。
第４条　本会は第２条の目的に賛同する東広島市内在住の一般、教員、学校、家庭婦人及び愛好者のチームをもって組織する。

（事業）
第５条　本会は第２条の目的を達成するために下記の事業を行う。
１）　各種バレーボール大会の開催及び後援。
２）　バレーボール技術向上ならびに研究指導。
３）　東広島市体育協会に加盟して市内スポーツの振興に貢献する。
４）　その他、本会の目的を達成するための事業。

第２章　役員

（役員及び定数）
第６条　本会に下記の役員を置く。

名誉会長	１名
会　　長	１名
副 会 長	２名
顧　　問	若干名
参　　与	若干名
理 事 長	１名
副理事長	１名
常任理事	総務・競技・審判各委員を充てる
理　　事	若干名
監　　事	２名

（役員の選出）
第７条　役員の選出は次による。
１．会長及び副会長は理事会で推挙する。
２．理事長及び副理事長ならびに常任理事は理事のうちから選出する。
３．理事は各地区並びに各団体より推薦を受け会長が委嘱する。
４．会長は学識経験を有する者の内から常任理事会に決議を経て、理事を委嘱することが

できる。
５．監事は常任理事会で推薦し、会長が委嘱する。

（会長及び副会長）
第８条　会長は本会を代表し会務を統括し、常任理事会及び理事会を招集しその議長となる。
２．副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
３．会長、副会長共に事故があるときは理事長がその職務を代行する。

（理事）
第９条　理事長は常任理事会及び理事会を代表する。
２．理事長に事故あるときは副理事長がその職務を代行する。
３．常任理事は常任理事会を、理事は理事会を組織する。

（監事）
第１０条　監事は本会の会計事務を監査する。

（役員の任期）
第１１条　役員の任期は下記のとおりとする。但し再任を妨げない。
　　会長、副会長　３年
　　そ の 他 役 員　２年
２．役員はその任期が終了しても後任者が就任するまでその職務を行う。
３．後任者の任期は前任者の残任期間とする。
４．補欠または、増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

（名誉会長、顧問及び参与）
第１２条　会長は常任理事会に決議によって名誉会長、顧問及び参与を委嘱することができる。
２．名誉会長、顧問及び参与は必要に応じて会議に出席し意見を述べることができる。

第３章　会議

（総会）
第１３条　総会は本会の意思決定の最高機関とする。
２．総会は理事会をもってこれに当てる。
３．総会は、毎年１回決算期より６０日以内に開くものとする。但し会長において必要があると認めたときは臨時に開くことができる。
４．総会は会長が招集する。

（総会の決議事項）
第１４条　総会は下記の事項を決議する。
１）規約を改正すること。
２）予算を定めること。

３）決算を承認すること。
４）行事を定めること。
５）その他重要なこと。

（常任理事会）
第１５条　常任理事会は総会で決議された事項及び緊急を要する事項を協議執行する。
２．常任理事会は会長・副会長・理事長・副理事長・常任理事で協議する。

（会議の定数）
第１６条　会議は役員の２分の１以上の出席がなければ会議を開くことが出来ない。
２．前項の会議に出席できない役員は委任状を持って出席とみなす。

（議決）
第１７条　会議の議事は出席役員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第４章　会計

（経費の支弁）
第１８条　本会の経費については負担金、補助金、寄付金、その他の収入を持って支弁する。但し、加盟団体負担金については総会において決定する。

（会計年度）
第１９条　本会の会計年度は４月１日に始まり３月３１日に終わる。

第５章　加盟・脱退及び規律

第２０条　本会に加盟登録しようとするチームは、日本バレーボール協会加盟チーム登録規定に準じ負担金を添えて手続きをしなければならない。
（除名・出場停止・その他処分）

第２１条　チーム及び構成員が本会の規約に違反し又は、本会の品位を傷つける行為のあったときは常任理事会の決定により除名、あるいは大会への出場停止、その他処分をすることが出来る。

第６章　雑則

（委任規定）
第２２条　この規約に別に定めのない事項は常任理事会に決定を経て執行する。但しこの場合は次の総会に報告し承認を求めなければならない。

（規約の改正）
第２３条　本規約の改正は総会の議決をゆうする。

（規約適用年月日）
第２４条　本規約は昭和５０年８月３０日から施行する。

付則　昭和５８年４月２１日　一部改正
　　平成　５年４月１５日　一部改正
　　平成１０年５月１１日　条文追加・一部改正
　　平成１７年４月２３日　一部改正
　　平成１８年４月２２日　一部改正
　　平成２０年４月２０日　一部改正
　　平成２４年８月　４日　一部改正
　　平成２６年４月１９日　一部改正

※平成２１年度総会確認事項
全国大会出場に伴う協会からの支出について
・全国大会出場チームに１０万円を支出する（予選大会がなく推薦の場合は７万円とする）
但し、同一年度での２回目以降は５万円とする
・小学校、中学校のチームは１万円とする。